

栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書

(平成26年度)

栃 木 県

目 次

本 編

第 1 章 環境基準等

1 環境基準	-----	1
2 指針	-----	4

第 2 章 一般環境大気測定期局、自動車排出ガス測定期局の常時監視

1 監視体制	-----	5
2 測定結果の概要		
(1) 環境基準等の達成状況	-----	10
(2) 各項目の状況	-----	14

第 3 章 有害大気汚染物質等の常時監視

1 測定方法	-----	26
(1) 有害大気汚染物質		
(2) ダイオキシン類		
2 測定結果の概要		
(1) 環境基準等の達成状況	-----	27
(2) 各項目の状況	-----	30

第 4 章 大気汚染定期監視結果

1 佐野市葛生地区における降下ばいじん量調査結果	-----	35
2 酸性降下物量調査結果	-----	36
3 湿性沈着量調査結果	-----	37
4 アスベスト環境調査結果	-----	39
5 空間放射線量率	-----	41

資料編

1 大気汚染常時監視測定機器一覧表

2 凡例

3 一般環境大気測定期局測定結果

(1) 年間値測定結果

(2) 月間値測定結果

(3) 経年測定結果

(4) 年間風速風配図

4 自動車排出ガス測定期局測定結果

(1) 年間値測定結果

(2) 月間値測定結果

(3) 経年測定結果

5 有害大気汚染物質調査結果

6 微小粒子状物質成分分析結果

7 光化学スモッグ緊急時発令状況等

(1) 光化学スモッグ注意報等発令地域区分

(2) 光化学スモッグ緊急時発令状況の経年変化

(3) 光化学スモッグ緊急時発令状況等一覧表

第1章 環境基準等

1 環境基準

環境基準とは、個々の汚染物質の排出者を規制する排出基準とは異なり、政府が定める環境施策に係る行政上の目標であり、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条において「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義されている。

大気の汚染に係る環境基準は、わが国初の環境基準として、硫黄酸化物について昭和44年2月に閣議決定された。その後、項目が順次追加され、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の5物質に係る環境基準について、昭和48年5月8日付け環境庁告示第25号にて公示され、併せて硫黄酸化物に係る環境基準は廃止された。その後、二酸化硫黄及び二酸化窒素に係る環境基準の改定が行われた。また、微小粒子状物質について、平成21年9月9日付け環境省告示第33号にて環境基準が告示された。

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準については、平成9年2月4日付け環境庁告示第4号にて公示され、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについて環境基準が設定された。その後、平成13年4月20日付け環境省告示第30号にて、ジクロロメタンが追加された。

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準については、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づき、平成11年12月27日付け環境省告示第68号にて公示された。

大気の汚染に係る環境基準は表1-1、ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は表1-2、ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準は表1-3のとおりである。

表 1-1 大気の汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	環境基準による 大気汚染の評価
二酸化硫黄 (S O ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	長期的評価及び 短期的評価
二酸化窒素 (N O ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	98% 値評価 (長期的評価に相当)
一酸化炭素 (C O)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	長期的評価及び 短期的評価
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	昼間の 1 時間値で評価 (短期的評価に相当)
浮遊粒子状物質 (S P M)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	長期的評価及び 短期的評価
微小粒子状物質 (P M _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	長期基準及び 短期基準

(注) 1 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート (P A N) 等の酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

- 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいい、微小粒子状物質とは、同じく大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 3 長期的評価とは、1 年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことをいう。

(1) 二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2 % にある測定値 [例えば、年間有効測定日 (*) が 365 日の場合には 7 (= 365 × 0.02、四捨五入) 個の測定値] を除外した後の最高値 (1 日平均値の年間 2 % 除外値) を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は未達成と評価する。

(2) 二酸化窒素

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98% [例えば、年間有効測定日が 355 日の場合には 348 (= 355 × 0.98、四捨五入) 番目] に当たる値 (1 日平均値の年間 98% 値) を環境基準と比較して評価を行う。

* 有効測定日とは、1 日 20 時間以上測定を実施した日をいう。

- 4 短期的評価とは、測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値若しくは 8 時間平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行うことをいう。
- 5 微小粒子状物質において、長期基準に対応した環境基準達成状況は、測定結果の 1 年平均値について評価を行うものとする。一方、短期基準に対応した環境基準達成状況は、測定結果の年間 98% 値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。なお、長期基準及び短期基準の両方を達成することで、環境基準達成となる。

表1－2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

表1－3 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³

(注) 1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 環境基準に係る評価は、年間平均値で行う。

2 指針

(1) 濃度指針

大気中の炭化水素濃度の指針は、昭和51年8月に中央公害対策審議会答申において示された。

炭化水素濃度指針は、表1-4のとおりである。

なお、この濃度指針は、光化学オキシダントの環境基準を達成するために定められた炭化水素排出抑制にあたっての行政上の目標である。

表1-4 大気汚染に係る濃度指針

物 質	環 境 上 の 条 件
炭化水素	午前6時から午前9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCまでの範囲内又はそれ以下であること。

(2) 指針値

環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値（指針値）は、平成15年7月の中央環境審議会第七次答申において、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びニッケル化合物について、平成18年11月の中央環境審議会第八次答申において、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンについて、平成22年10月の中央環境審議会第九次答申において、ヒ素及びその化合物について、平成26年4月の中央環境審議会第十次答申において、マンガン及びその化合物について設定された。これらの指針値は、表1-5のとおりである。

なお、この指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものであり、大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものである。

表1-5 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値

物 質	指 針 値
アクリロニトリル	年平均値 $2 \mu g / m^3$ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値 $10 \mu g / m^3$ 以下
水銀	年平均値 $0.04 \mu g Hg / m^3$ 以下
ニッケル化合物	年平均値 $0.025 \mu g Ni / m^3$ 以下
クロロホルム	年平均値 $18 \mu g / m^3$ 以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値 $1.6 \mu g / m^3$ 以下
1,3-ブタジエン	年平均値 $2.5 \mu g / m^3$ 以下
ヒ素及びその化合物	年平均値 $0.006 \mu g As / m^3$ 以下
マンガン及びその化合物	年平均値 $0.14 \mu g Mn / m^3$ 以下

第2章 一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局 の常時監視

1 監視体制

県及び宇都宮市では、大気汚染防止法に基づき大気汚染の状況を監視するため、「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務処理基準（平成13年5月21日制定）」及び「環境大気常時監視マニュアル 第6版（環境省水・大気環境局）」に準拠して大気環境測定を行い、大気環境情報システム（テレメータシステム）によりデータを収集・処理している。

なお、平成26年度における大気汚染監視網は、図2-1のとおりである。各測定地点（測定期間）の所在地及び測定項目等は、表2-1のとおりである。

（1）測定期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日

（2）測定地点

ア 一般環境測定期間

17市町の26地点で主に市役所・町役場に設置

　　県設置 19局、宇都宮市設置 7局

イ 自動車排出ガス測定期間

10市町の国道、県道の沿道11地点に設置

　　県設置 9局、宇都宮市設置 2局

（3）測定項目

ア 環境基準設定項目

二酸化硫黄、二酸化窒素（一酸化窒素も併せて測定）、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質

イ 指針設定項目

非メタン炭化水素（メタンも併せて測定）

ウ 気象項目

風向、風速、温度、湿度

*注：気象の観測については、大気汚染に関する研究等のために実施しているものであり、

気象業務法第6条第3項の規定に基づく観測施設の届出はしていない。

（4）大気環境情報システム

県及び宇都宮市では、図2-2のとおり大気環境情報システムを構築し、全測定期間からの測定データを保健環境センター内大気汚染監視室で集中監視しており、大気汚染状況をリアルタイムで把握することにより、光化学スモッグ注意報の発令等、緊急時の対策を迅速に行い被害発生の未然防止を図っている。

また、県では、「とちぎの青空」ホームページを開設し、インターネットによる常時情報提供を行うとともに、電話応答装置による光化学スモッグ情報の提供を実施している。

さらに、県民の携帯電話に光化学スモッグ注意報やPM2.5の注意喚起等の情報をメール配信する防災メール提供システムを運用している。

また、県庁舎15階南西側に、環境サテライト（とちぎの青空）を設置し、県内の大気の状況をリアルタイムで配信するとともに、環境クイズによる小学生高学年向けの環境学習を実施している。

【とちぎの青空】

- パソコン向けサイト : <http://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/eco/kankyou/hozan/aozora.html>
 携帯電話向けサイト : <http://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/m/aozora/>
 電話応答装置 : 028-673-9180

【栃木県防災メール】

- 登録用アドレス : bousai.tochigiken-entry@sg-m.jp

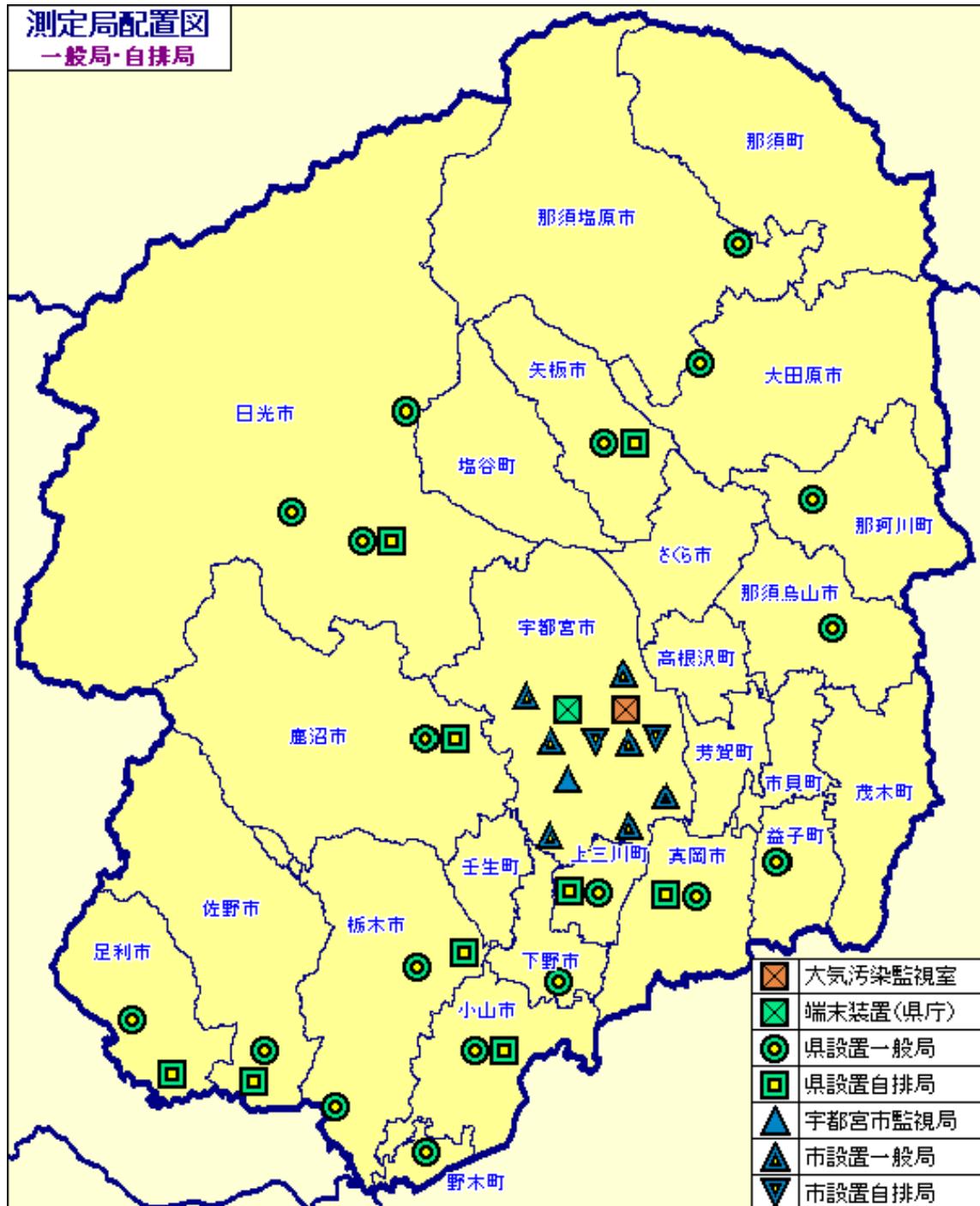


図 2－1 大気汚染監視網

(平成27年3月31日現在)

表2-1 平成26年度における測定局一覧

(1) 一般環境大気測定局

番号	市町村名	測定局名	令別 表第3 の区分	用途 地域	所 在 地	設 置 場 所	測 定 項 目								
							SO ₂	NO ₂	CO	O _x	NMHC	SPM	PM2.5	風向 風速	温度 湿度
1	宇都宮市	中央	23	商	宇都宮市中央1-1-13	中央生涯学習センター・6階	○	○		○	○	○		○	○
2		泉が丘小学校	23	住	宇都宮市泉が丘7-12-14	泉が丘小学校・校庭						○		○	
3		雀宮中学校	23	住	宇都宮市雀宮7-28-16	雀宮中学校・校庭		○		○		○	○	○	
4		瑞穂野北小学校	23	未	宇都宮市下桑島町465	瑞穂野北小学校・校庭						○		○	
5		細谷小学校	23	住	宇都宮市細谷1-4-38	細谷小学校・校庭		○				○		○	
6		清原	23	未	宇都宮市上籠谷町1145	栃木県農業大学校・校庭		○		○		○		○	
7		河内	100	住	宇都宮市下岡本町2145-13	保健環境センター・敷地		○		○		○		○	
8	足利市	足利市役所	2302	住	足利市本城3-2145	市役所・2階	○	○		○	○	○		○	
9	栃木市	栃木市役所旧庁舎	2303	住	栃木市入舟7-26	市役所・4階		○		○		○	○	○	○
10		藤岡公民館	100	住	栃木市藤岡812	公民館・2階				○				○	
11	佐野市	県安蘇庁舎	2302	住	佐野市堀米町607	県安蘇庁舎・2階	○	○		○		○	○	○	
12	鹿沼市	鹿沼市役所	23	商	鹿沼市今宮町1688-1	市役所・1階	○	○		○		○	○	○	
13	日光市	日光総合支所	100	商	日光市中鉢石町999	市役所日光総合支所・2階				○		○		○	
14		今市小学校	100	住	日光市今市531	今市小学校・1階		○		○		○	○	○	
15		藤原総合支所	100	商	日光市藤原1	市役所藤原総合支所・3階屋上	○			○				○	
16	小山市	小山市役所	2303	商	小山市中央町1-1-1	市役所・7階	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	真岡市	真岡市役所	23	商	真岡市荒町5191	市役所・3階屋上	○	○		○	○	○	○	○	
18	大田原市	大田原市総合文化会館	100	住	大田原市本町1-3-3	会館・3階		○		○				○	○
19	矢板市	矢板市役所	100	住	矢板市本町5-4	市役所・1階		○		○		○	○	○	○
20	那須塩原市	黒磯保健センター	100	商	那須塩原市黒磯幸町8-10	市黒磯保健センター・1階	○	○		○	○	○	○	○	
21	那須烏山市	県南那須庁舎	100	未	那須烏市中央1-6-92	県南那須庁舎・2階	○	○		○		○	○	○	
22	下野市	下野市南河内庁舎	100	住	下野市田中681-1	庁舎車庫・2階				○		○		○	
23	上三川町	上三川町役場	100	住	上三川町しらさぎ1-1	町役場・1階		○		○		○		○	
24	益子町	益子町役場	100	住	益子町益子2030	町役場・2階				○		○	○	○	
25	野木町	野木町役場	100	住	野木町丸林629	町役場・4階				○				○	
26	那珂川町	那珂川町小川庁舎	100	未	那珂川町小川2814-1	町役場小川庁舎・3階屋上				○				○	

(注) 1 測定局1~7は、宇都宮市が設置。

2 26年度における変更点：測定局14の二酸化硫黄、測定局15, 18, 26の浮遊粒子状物質を廃止。

測定局9, 12, 18, 20, 24に微小粒子状物質を追加。

(2) 自動車排出ガス測定期

番号	市町村名	測定局名	令別表第3の区分	用途地域	所 在 地	対象道路 (車道端からの距離)	測定項目					
							SO ₂	NO ₂	CO	NMHC	SPM	PM2.5
1	宇都宮市	大通り	23	商	宇都宮市馬場通り1-1-11	主要地方道宇都宮鳥山線(大通り)(5m)	○	○	○	○	○	
2		平出	23	未	宇都宮市平出町1260	国道4号(2m)	○	○	○	○	○	○
3	足利市	久保田公園	2302	未	足利市久保田町923	国道50号(50m)		○	○	○	○	○
4	栃木市	平柳町交差点	2303	住	栃木市平柳町2	主要地方道宇都宮栃木線／県道栃木環状線(8m／4m)		○		○	○	
5	佐野市	田島Y字路交差点	2302	準工	佐野市田島町127-3	主要地方道佐野行田線(4m)		○			○	
6	鹿沼市	府所歩道橋	23	商	鹿沼市府所本町2	国道293号(3m)		○			○	
7	日光市	春日町分庁舎	100	商	日光市今市511	国道119号(3m)		○			○	
8	小山市	中央町交差点	2303	商	小山市城山町2-1-26	国道4号／県道小山停車場線(10m／2m)		○	○	○	○	
9	真岡市	高間木歩道橋	23	商	真岡市熊倉2-25-1	主要地方道真岡上三川線(5m)		○			○	
10	矢板市	大谷津歩道橋	100	その他	矢板市片岡字沢橋2166-39	国道4号(3m)		○	○	○	○	
11	上三川町	上蒲生歩道橋	100	住	上三川町しらさぎ2-1-11	国道4号(5m)		○			○	

(注) 1 測定期1及び2は、宇都宮市が設置。

大気環境情報システムの構成

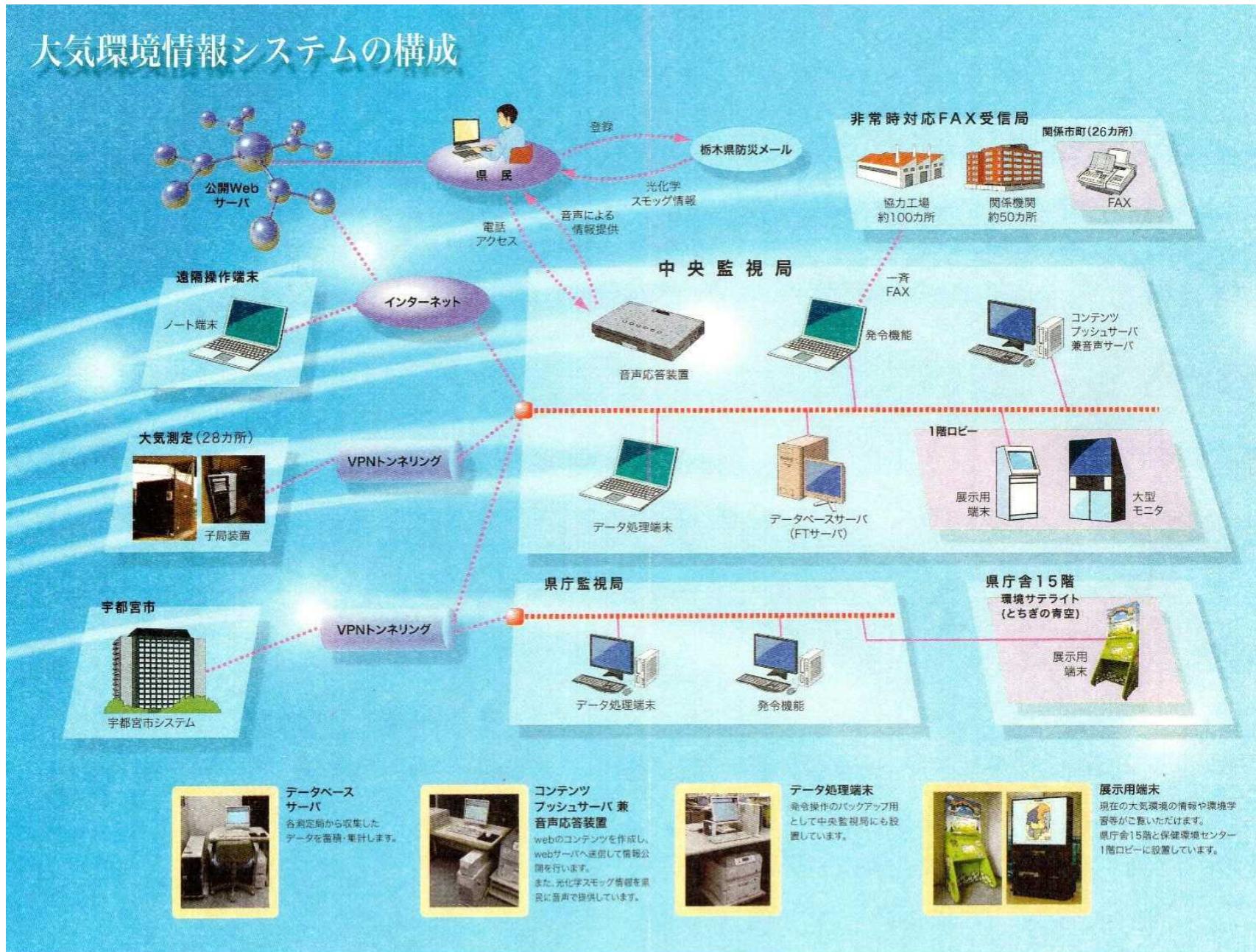


図2-2 大気環境情報システム構成図

2 測定結果の概要

(1) 環境基準等の達成状況

平成26年度における環境基準等の達成状況（一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局）を表2-2に示す。各測定局における環境基準達成状況を表2-3に、また、その経年変化を表2-4に示す。

ア 二酸化硫黄

すべての有効測定局（11局）で環境基準（長期的評価及び短期的評価）を達成した。

イ 二酸化窒素

すべての有効測定局（28局）で環境基準を達成した。

ウ 一酸化炭素

すべての有効測定局（6局）で環境基準（長期的評価及び短期的評価）を達成した。

エ 光化学オキシダント

すべての有効測定局（23局）で環境基準を達成できなかった。

オ 非メタン炭化水素

有効測定局（12局）中1測定局で指針値を達成した。

カ 浮遊粒子状物質

有効測定局（32局）で環境基準（長期的評価）を達成し、6局で環境基準（短期的評価）を達成できなかった。

キ 微小粒子状物質

有効測定局（9局）で長期基準を達成し、1局で短期基準を達成できなかった。環境基準（長期基準及び短期基準）を達成した局は8局。

表2-2 大気の汚染に係る環境基準達成状況

測定項目	評価方法	区分	一般局	自排局	合計
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的評価	達成局数／有効測定局数	9/9	2/2	11/11
		達成率(%)	100	100	100
	短期的評価	達成局数／有効測定局数	9/9	2/2	11/11
		達成率(%)	100	100	100
二酸化窒素 (NO ₂)	長期的評価	達成局数／有効測定局数	17/17	11/11	28/28
		達成率(%)	100	100	100
一酸化炭素 (CO)	長期的評価	達成局数／有効測定局数	1/1	5/5	6/6
		達成率(%)	100	100	100
	短期的評価	達成局数／有効測定局数	1/1	5/5	6/6
		達成率(%)	100	100	100
光化学オキシダント (O _x)	短期的評価	達成局数／有効測定局数	0/23	—	0/23
		達成率(%)	0.0	—	0.0
浮遊粒子状物質 (SPM)	長期的評価	達成局数／有効測定局数	21/21	11/11	32/32
		達成率(%)	100	100	100
	短期的評価	達成局数／有効測定局数	15/21	11/11	26/32
		達成率(%)	71.4	100	81.3
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	長期基準	達成局数／有効測定局数	7/7	2/2	9/9
		達成率(%)	100	100	100
	短期基準	達成局数／有効測定局数	6/7	2/2	8/9
		達成率(%)	85.7	100	88.9

- (注) 1 長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察した上で評価することをいう。
 2 短期的評価とは、連続又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価することをいう。
 3 有効測定局とは、測定時間が6,000時間以上の測定局をいう。
 4 一般局とは一般環境大気測定局、自排局とは自動車排出ガス測定局をいう。

表2-3 平成26年度における測定局別環境基準等達成状況
 (1) 一般環境大気測定局

番号	市町村名	測定局名	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素		光化学オゾン		非メタ炭化水素		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質	
			長期的評価	短期的評価	長期的評価	長期的評価	短期的評価	短期的評価	濃度指針	長期的評価	短期的評価	長期基準	短期基準	長期基準	短期基準	
1	宇都宮市	中央	○	○	○				×	×	○	○				
2		泉が丘小学校									○	○				
3		雀宮中学校			○				×		○	○	○	○		
4		瑞穂野北小学校									○	○				
5		細谷小学校			○						○	○				
6		清原			○				×		○	○				
7		河内			○				×		○	○				
8	足利市	足利市役所	○	○	○				×	×	○	×				
9	栃木市	栃木市役所旧庁舎			○				×		○	○	※	※		
10		藤岡公民館							×							
11	佐野市	県安蘇庁舎	○	○	○				×		○	○	○	○		
12	鹿沼市	鹿沼市役所	○	○	○				×		○	○	※	※		
13	日光市	日光総合支所							×		○	○				
14		今市小学校			○				×		○	○	○	○		
15		藤原総合支所	○	○					×							
16	小山市	小山市役所	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○		
17	真岡市	真岡市役所	○	○	○				×	×	○	×	○	○	×	
18	大田原市	大田原市総合文化会館			○				×		○	×	※	※		
19	矢板市	矢板市役所			○				×		○	○	○	○		
20	那須塩原市	黒磯保健センター	○	○	○				×	○	○	×	※	※		
21	那須烏山市	県南那須庁舎	○	○	○				×		○	×	○	○		
22	下野市	南河内庁舎							×	×						
23	上三川町	上三川町役場			○				×		○	○				
24	益子町	益子町役場							×		○	○	※	※		
25	野木町	野木町役場							×							
26	那珂川町	那珂川町小川庁舎							×							
達成局数			9	9	17	1	1	0	1	21	15	7	6			
有効局数				9	17		1	23	6	21			7			
達成率(%) [達成局数/有効局数×100]			100	100	100	100	100	0	16.7	100	71.4	100	85.7			

(注) 1 測定局1～7は、宇都宮市が設置。

2 “○”は環境基準等達成、“×”は未達成、“-”は評価対象外を示す。なお、空欄は測定を実施していないことを示す。

3 “※”は平成26年8月から測定を開始したが、年間の有効測定日数が250日未満のため、有効測定局とならない。

(2) 自動車排出ガス測定期局

番号	市町村名	測定期局名	二酸化硫黄		二酸化窒素	一酸化炭素		非メタ炭化水素	浮遊粒子状物質		微小粒子状物質	
			長期的評価	短期的評価	長期的評価	長期的評価	短期的評価	濃度指針	長期的評価	短期的評価	長期基準	短期基準
1	宇都宮市	大通り	○	○	○	○	○	×	○	○		
2		平出	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
3	足利市	久保田公園			○	○	○	×	○	○	○	○
4	栃木市	平柳町交差点			○			×	○	○		
5	佐野市	田島Y字路交差点			○				○	○		
6	鹿沼市	府所歩道橋			○				○	○		
7	日光市	春日町分庁舎			○				○	○		
8	小山市	中央町交差点			○	○	○	×	○	○		
9	真岡市	高間木歩道橋			○				○	○		
10	矢板市	大谷津歩道橋			○	○	○	×	○	○		
11	上三川町	上蒲生歩道橋			○				○	○		
達成局数			2	2	1 1	5	5	0	1 1	1 1	2	2
有効局数				2	1 1		5	6		1 1		2
達成率(%) [達成局数/有効局数×100]			100	100	100	100	100	0	100	100	100	100

(注) 1 測定期局1及び2は、宇都宮市が設置。

2 “○”は環境基準等達成、“×”は未達成、“-”は評価対象外を示す。なお、空欄は測定を実施していないことを示す。

表2-4 環境基準等の達成状況の経年変化

項目 (評価方法)	測定局	年度		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26	
		達成状況		達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)																	
		達成 局数	未達成 局数																				
二酸化硫黄 (長期的評価)	一般環境 大気測定期	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0	
	自動車排出 ガス測定期	12	0	11	0	11	0	11	0	11	0	10	0	9	0	10	0	10	0	10	0	9	0
二酸化窒素 (長期的評価)	一般環境 大気測定期	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0	
	自動車排出 ガス測定期	19	0	18	0	19	0	19	0	19	0	18	0	17	0	17	0	17	0	17	0	17	0
一酸化炭素 (長期的評価)	一般環境 大気測定期	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0	
	自動車排出 ガス測定期	10	0	10	0	11	0	11	0	11	0	10	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0
光化学オキシド (短期的評価)	一般環境 大気測定期	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	
非メタン炭化水素 (濃度指針)	一般環境 大気測定期	0.0		40.0		20.0		20.0		0.0		40.0		33.3		16.7		16.7		16.7		16.7	
	自動車排出 ガス測定期	0	5	2	3	1	4	1	4	0	5	2	5	2	4	1	5	1	5	1	5		
浮遊粒子状物質 (長期的評価)	一般環境 大気測定期	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0	
	自動車排出 ガス測定期	25	0	25	0	25	0	25	0	25	0	24	0	22	0	23	0	23	0	21	0	20	
微小粒子状物質	一般環境 大気測定期	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		90.9		100.0		100.0	
	自動車排出 ガス測定期	10	0	11	0	11	0	11	0	11	0	10	0	11	0	11	0	10	1	11	0	11	

(注) 達成率(%) [達成局数／有効測定期数×100]

(2) 各項目の状況

ア 二酸化硫黄 (S O₂)

(ア) 一般環境大気測定局

9 测定局で常時監視を実施している。26年度は、全有効測定局の年平均値が0.001ppmであり、長期的に減少傾向にある。

環境基準は、長期的評価、短期的評価ともすべての有効測定局で達成している。

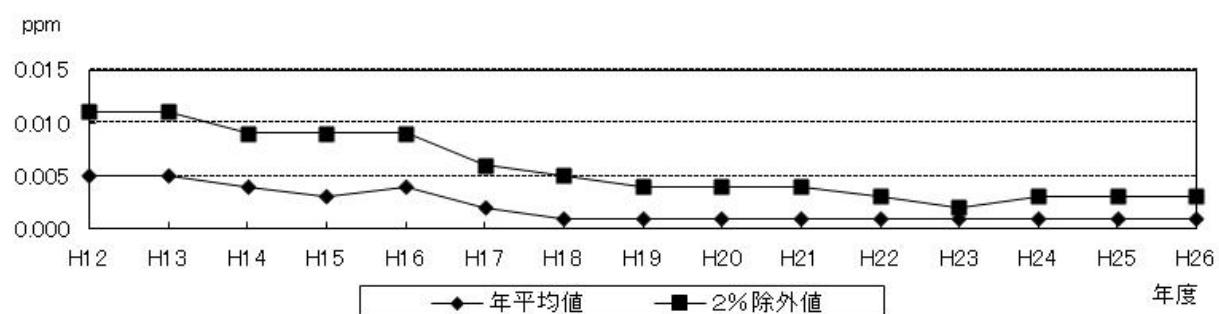
(イ) 自動車排出ガス測定局

2 测定局で常時監視を実施している。26年度は2 测定局の年平均値が0.001ppmであった。

環境基準は、長期的評価、短期的評価ともすべての有効測定局で達成している。

これまでの燃料の低硫黄化、燃焼の効率化により、工場・事業場からの汚染物質の排出量は着実に削減が図られているものと考えられる。

二酸化硫黄濃度の推移 [一般局：年平均値・2%除外値]



環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.1ppm以下

平成26年度 月別二酸化硫黄濃度（一般局）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
最高値(ppm) [*]	0.008	0.006	0.007	0.003	0.002	0.002	0.007	0.009	0.004	0.006	0.009	0.007
平均値(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

*日平均値の最高値

二酸化硫黄濃度の年平均値上位測定局（一般局）

市町村名	測定局名	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04 ppmを超えた日数	1時間値が0.1 ppmを超えた時 間数	2日連続 超過の有無
佐野市	県安蘇庁舎	0.002	0.007	0	0	無
日光市	藤原総合支所	0.001	0.004	0	0	無
真岡市	真岡市役所	0.001	0.003	0	0	無

イ 二酸化窒素 (NO₂)

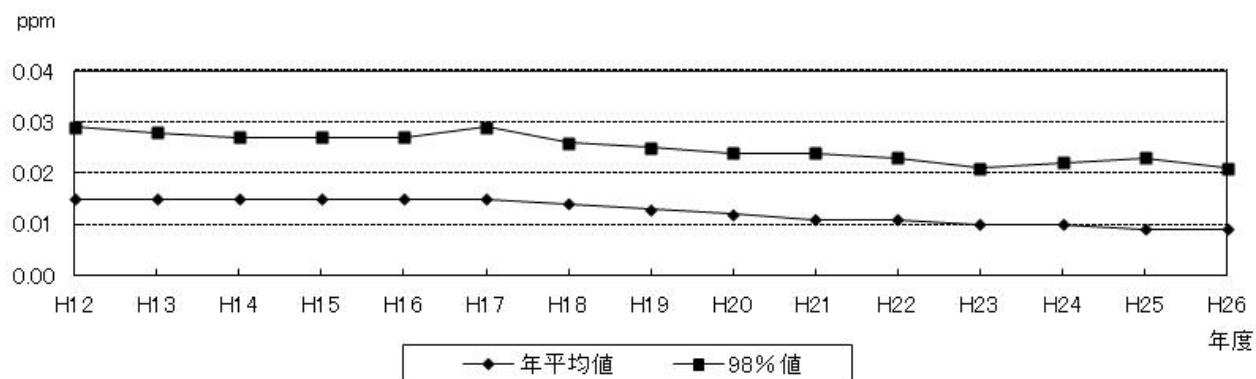
(ア) 一般環境大気測定局

17測定局で常時監視を実施している。26年度は、全有効測定局の年平均値が0.009ppmであり、長期的に緩やかな減少傾向にある。

環境基準は、すべての有効測定局で達成している。

なお、一酸化窒素 (NO) の全有効測定局の年平均値は、0.003ppmであった。

二酸化窒素濃度の推移 [一般局：年平均値・98%値]



環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下

平成26年度 月別二酸化窒素濃度（一般局）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
最高値(ppm)*	0.023	0.021	0.017	0.018	0.016	0.021	0.031	0.044	0.036	0.030	0.030	0.027
平均値(ppm)	0.010	0.008	0.006	0.008	0.007	0.008	0.010	0.012	0.013	0.012	0.012	0.010

*日平均値の最高値

二酸化窒素濃度の年平均値上位測定局（一般局）

市町村名	測定局名	年平均値(ppm)	日平均値の年間98%値(ppm)	日平均値が0.06 ppmを超えた日数
宇都宮市	中央	0.014	0.028	0
上三川町	上三川町役場	0.013	0.029	0
宇都宮市	細谷小学校	0.012	0.025	0

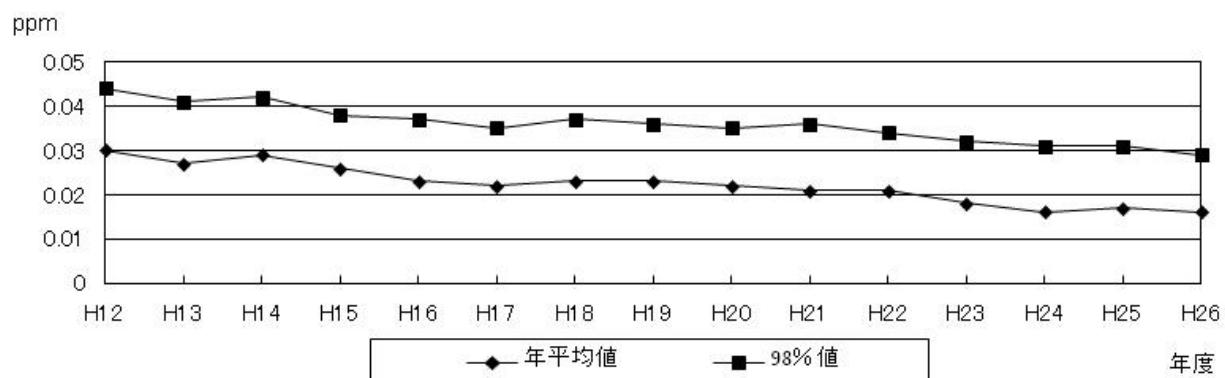
(イ) 自動車排出ガス測定局

11測定局で常時監視を実施している。26年度は、全有効測定局の年平均値は0.016ppmで、長期的に減少傾向にある。

環境基準は、すべての有効測定局で達成している。

なお、一酸化窒素（NO）の全有効測定局の年平均値は、0.015ppmであった。

二酸化窒素濃度の推移〔自排局：年平均値・98%値〕



環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下

平成26年度 月別二酸化窒素濃度（自排局）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
最高値(ppm)*	0.044	0.047	0.043	0.037	0.030	0.031	0.044	0.041	0.044	0.042	0.051	0.047
平均値(ppm)	0.018	0.015	0.013	0.015	0.012	0.014	0.017	0.018	0.020	0.020	0.021	0.019

*日平均値の最高値

二酸化窒素濃度の年平均値上位測定局（自排局）

市町村名	測定局名	年平均値 (ppm)	日平均値の年間98%値(ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数
矢板市	大谷津歩道橋	0.025	0.042	0
宇都宮市	大通り	0.022	0.033	0
宇都宮市	平出	0.022	0.034	0

ウ 一酸化炭素 (CO)

(ア) 一般環境大気測定局

1 測定局で常時監視を実施している。26年度は、全有効測定局の年平均値が0.1ppmであり、長期的に減少傾向にある。

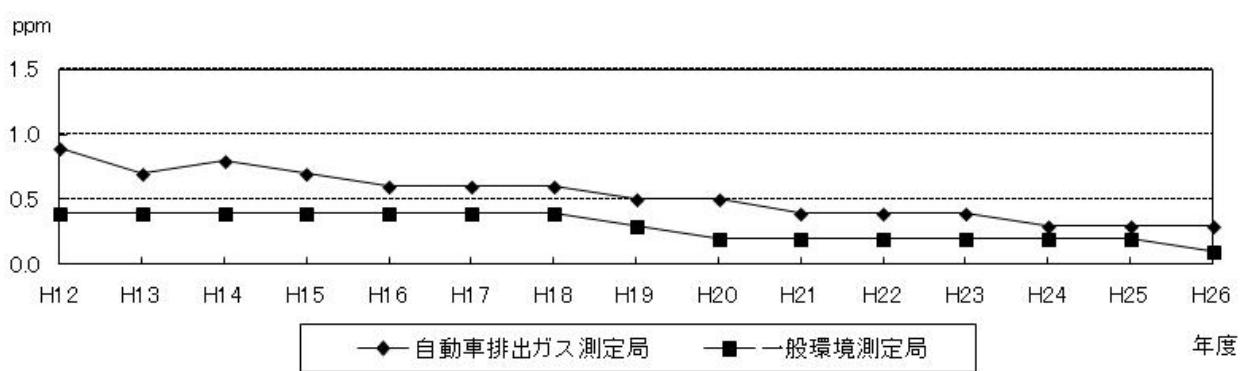
環境基準は、すべての有効測定局で達成している。

(イ) 自動車排出ガス測定局

5 測定局で常時監視を実施している。26年度は、全有効測定局の年平均値が0.3ppmであり、自動車排出ガス規制の強化に伴い、長期的に減少傾向にある。

環境基準は、すべての有効測定局で達成している。

一酸化炭素濃度の推移 [一般局及び自排局：年平均値]



環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下

平成26年度 月別一酸化炭素濃度（自排局）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
最高値(ppm)*	0.5	0.5	0.5	0.7	0.5	0.5	0.6	0.7	0.9	0.7	0.6	0.6
平均値(ppm)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4

*日平均値の最高値

一酸化炭素濃度の年平均値上位測定局（自排局）

市町村名	測定局名	年平均値 (ppm)	日平均値の2% 除外値(ppm)	日 平 均 値 が 10ppmを超え た日数	8 時 間 平 均 値 が 20ppmを超えた日数	2 日 連 続 超過の有無
小山市	中央町交差点	0.4	0.7	0	0	無
宇都宮市	大通り	0.3	0.6	0	0	無
足利市	久保田公園	0.3	0.6	0	0	無

エ 光化学オキシダント (O_x)

一般環境大気測定局23測定局で常時監視を実施している。26年度は、昼間（5～20時）の1時間値の年平均値が0.033ppmであり、近年は横ばいであるが長期的に緩やかな上昇傾向にある。

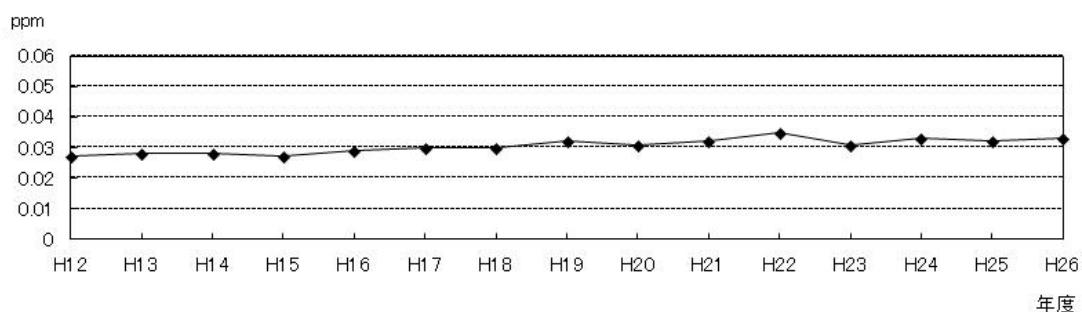
環境基準（1時間値が0.06ppm以下）は、全ての有効測定局で達成していない。なお、26年度の各測定局の基準達成時間率の平均は91.1%であった。

県では、光化学スモッグ発生予報及び発令業務を、毎年4月1日から9月30日までの183日間実施しているが、26年度は、注意報を5日発令した。

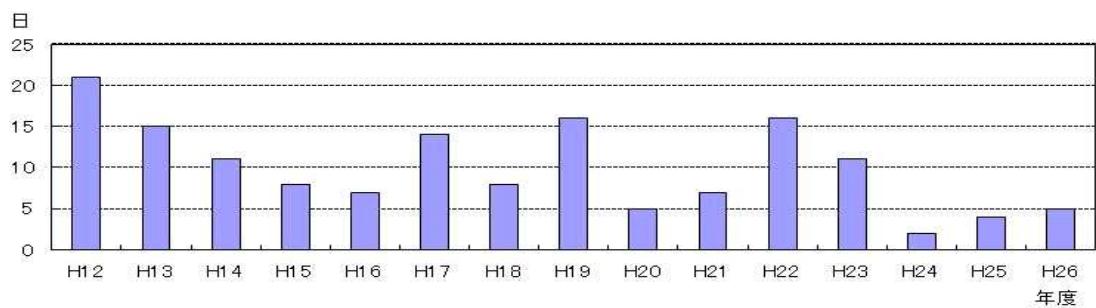
地域別発令状況は、県南部で5日、県南西部で4日、県南東部、県中央部、県北西部で各1日であった。

なお、光化学スモッグが原因と思われる健康被害が1件（26名）報告された。

光化学オキシダント濃度の推移〔昼間の1時間値の年平均値〕



光化学スモッグ注意報発令日数の経年変化



平成26年度　昼間（5～20時）の光化学オキシダント濃度〔月別〕

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
最高値(ppm)*	0.096	0.119	0.125	0.163	0.156	0.096	0.093	0.057	0.046	0.067	0.058	0.088
平均値(ppm)	0.041	0.042	0.034	0.033	0.026	0.027	0.024	0.018	0.017	0.022	0.025	0.035

* 1時間値の最高値

光化学オキシダント濃度の昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数上位測定局

市町村名	測定局名	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	昼間の1時間値が0.12ppmを超えた時間数	昼間の1時間値の年平均値(ppm)
佐野市	県安蘇庁舎	753	15	0.035
宇都宮市	雀宮中学校	689	2	0.035
栃木市	栃木市役所	652	10	0.034

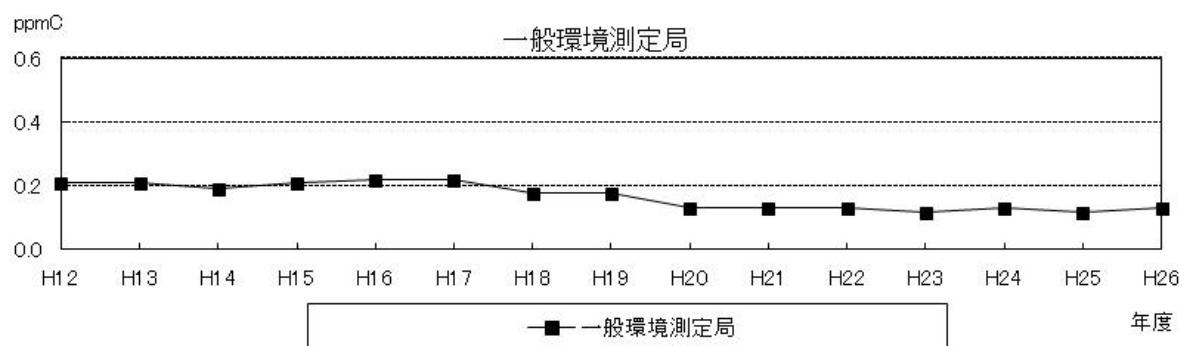
オ 非メタン炭化水素 (NMHC)

(ア) 一般環境大気測定局

6 測定局で常時監視を実施している。26年度は、全有効測定局の6～9時における年平均値が0.13ppmCであり、近年はほぼ横ばいであるが、長期的には緩やかな減少傾向にある。

1 測定局で、光化学オキシダントの環境基準を達成するための目標値として定められている濃度指針を達成している。

非メタン炭化水素濃度の推移 [一般局：6～9時における年平均値]



濃度指針：午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCまでの範囲内又はそれ以下

平成26年度 月別非メタン炭化水素濃度（一般局：6～9時における値）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
最高値(ppmC) ^{**}	0.34	0.40	0.36	0.54	0.50	0.31	0.39	0.55	0.52	0.66	0.53	0.32
平均値(ppmC)	0.10	0.12	0.13	0.15	0.14	0.13	0.13	0.14	0.14	0.11	0.11	0.10

※ 6～9時3時間平均値の最高値

非メタン炭化水素濃度の6～9時における年平均値上位測定局（一般局）

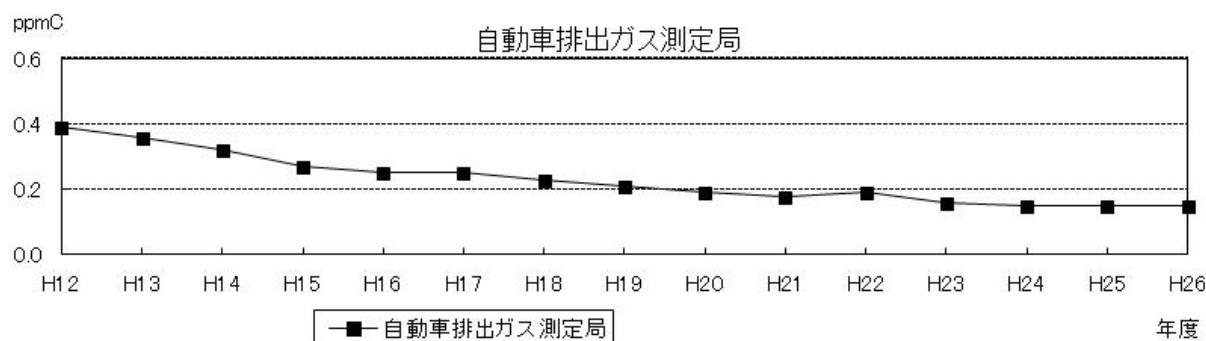
市町村名	測定局名	6～9時における年平均値(ppmC)	6～9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数
足利市	足利市役所	0.20	169	45
下野市	南河内庁舎	0.16	74	36
小山市	小山市役所	0.15	47	5

(イ) 自動車排出ガス測定局

6測定局で常時監視を実施している。26年度は、全有効測定局の6時から9時における年平均値が0.15ppmCであり、長期的に緩やかな減少傾向にある。

1測定局で、光化学オキシダントの環境基準を達成するための目標値として定められている濃度指針を達成している。

非メタン炭化水素濃度の推移〔自排局：6～9時における年平均値〕



濃度指針：午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCまでの範囲内又はそれ以下

平成26年度 月別非メタン炭化水素濃度（自排局：6～9時における値）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
最高値(ppmC)*	0.36	1.29	0.26	0.64	0.31	0.28	0.34	0.39	0.59	0.54	0.45	0.42
平均値(ppmC)	0.13	0.14	0.13	0.17	0.15	0.13	0.15	0.17	0.17	0.15	0.13	0.12

* 6～9時3時間平均値の最高値

非メタン炭化水素濃度の6～9時における年平均上位値（自排局）

市町村名	測定局名	6～9時における年平均値(ppmC)	6～9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数
小山市	中央町交差点	0.19	146	19
栃木市	平柳町交差点	0.18	98	15
足利市	久保田公園	0.16	93	4

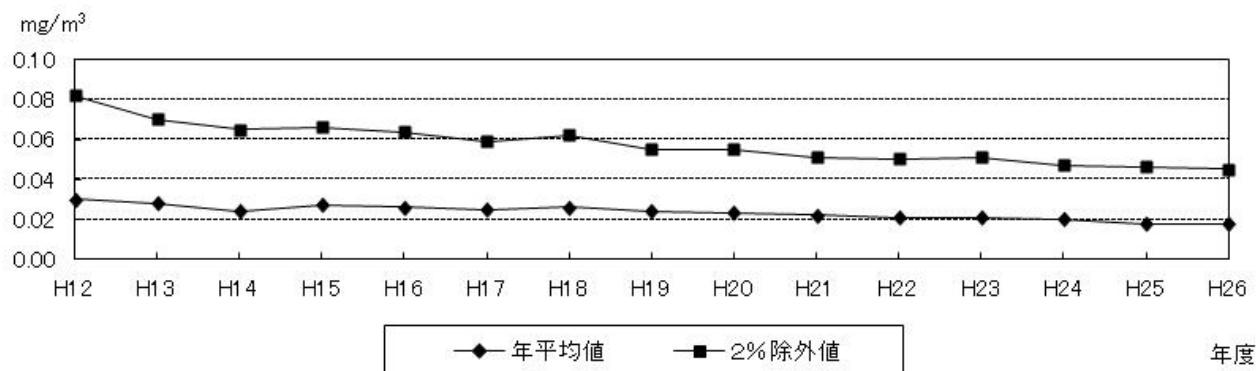
力 浮遊粒子状物質 (S P M)

(ア) 一般環境大気測定期

21測定期で常時監視を実施している。26年度は、全有効測定期の年平均値が $0.019\text{mg}/\text{m}^3$ であり、長期的に緩やかな減少傾向にある。

環境基準は、長期的評価は全有効測定期で達成していたが、短期的評価において6有効測定期で達成しなかった。

浮遊粒子状物質濃度の推移 [一般局：年平均値・2%除外値]



環境基準：1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下

平成26年度 月別浮遊粒子状物質濃度 (一般局)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
最高値(mg/m^3) [*]	0.050	0.060	0.067	0.095	0.060	0.042	0.063	0.049	0.060	0.036	0.059	0.053
平均値(mg/m^3)	0.020	0.021	0.024	0.026	0.021	0.018	0.020	0.016	0.013	0.013	0.016	0.018

*日平均値の最高値

浮遊粒子状物質濃度の年平均値上位測定期 (一般局)

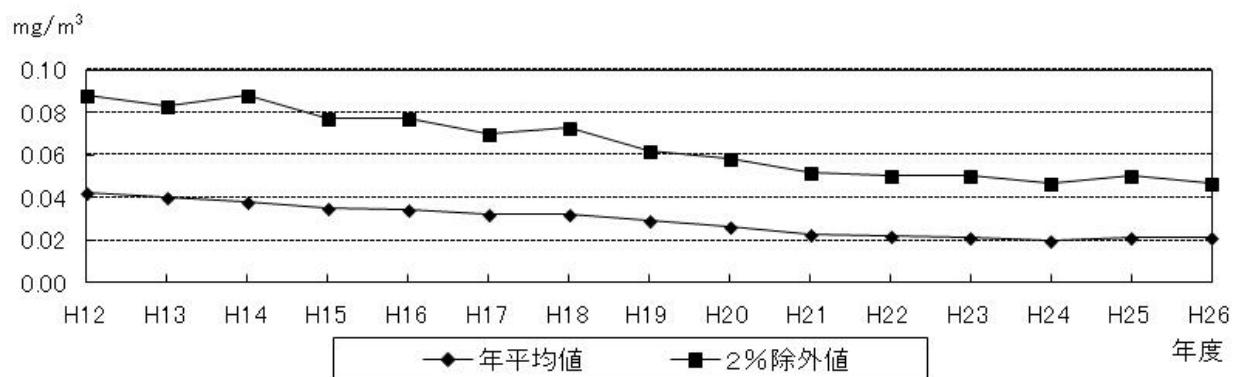
市町村名	測定期名	年平均値 (mg/m^3)	日平均値 2 % 除外値(mg/m^3)	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日数	1 時間 値 が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超 えた時間数	2 日連続 超過の有無
宇都宮市	河内	0.027	0.053	0	0	無
真岡市	真岡市役所	0.023	0.054	0	2	無
大田原市	総合文化会館	0.023	0.051	0	1	無

(イ) 自動車排出ガス測定期

11測定期で常時監視を実施している。26年度は、全有効測定期の年平均値が $0.021\text{mg}/\text{m}^3$ であり、長期的に減少傾向にある。

環境基準は、長期的評価及び短期的評価において全有効測定期で達成した。

浮遊粒子状物質濃度の推移〔自排局：年平均値・2%除外値〕



環境基準：1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下

平成26年度 月別浮遊粒子状物質濃度（自排局）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
最高値(mg/m^3) [*]	0.052	0.060	0.068	0.073	0.064	0.041	0.061	0.044	0.057	0.049	0.068	0.048
平均値(mg/m^3)	0.023	0.022	0.024	0.027	0.021	0.019	0.021	0.019	0.016	0.016	0.019	0.021

*日平均値の最高値

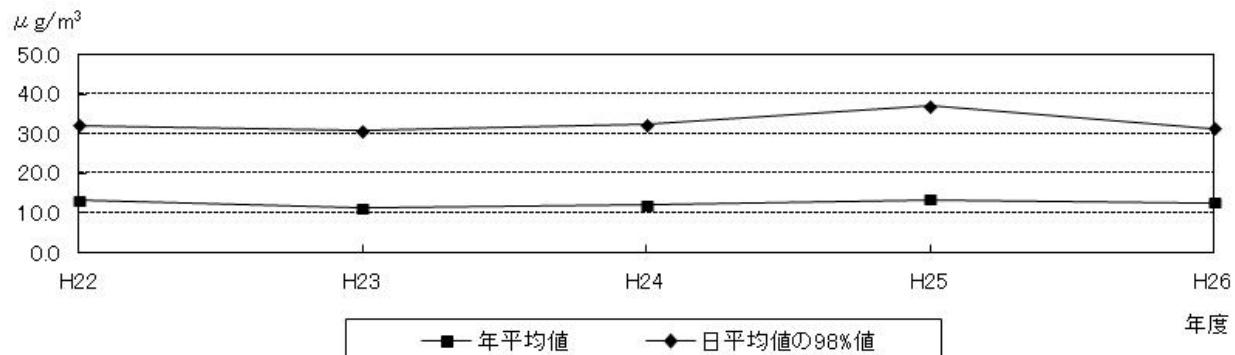
浮遊粒子状物質濃度の年平均値上位局（自排局）

市町村名	測定期名	年平均値 (mg/m^3)	日平均値 2 % 除外値(mg/m^3)	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日数	1 時間 値 が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超 えた時間数	2 日連続 超過の有無
上三川町	上蒲生交差点	0.028	0.057	0	0	無
小山市	中央町交差点	0.027	0.054	0	0	無
矢板市	大谷津歩道橋	0.022	0.055	0	0	無

キ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

微小粒子状物質は、環境省のモニタリング試行事業により、県内 1 地点で21年度から常時監視を実施し、県では23年度から県内 7 地点（一般局 6 地点、自排局 1 地点）、宇都宮市では、24年度から市内 2 地点（一般局 1 地点、自排局 1 地点）において実施している。26年度は、年平均値が $12.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の98%値が $31.4 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、環境基準は長期基準について全有効測定局で達成し、短期基準について 1 有効測定局で達成しなかった。

微小粒子状物質濃度の推移〔年平均値・日平均値の98%値〕



環境基準: 1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

平成26年度　月別微小粒子状物質濃度（一般局）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) [*]	33.5	38.5	45.5	56.2	26.6	23.3	40.7	35.3	34.0	31.5	35.4	33.0
平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	14.0	14.0	15.0	16.0	12.0	11.0	13.0	11.0	8.0	8.0	10.0	12.0

*日平均値の最高値

微小粒子状物質濃度の年平均値上位局（一般局）

市町村名	測定局名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の 98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数
小山市	小山市役所	14.8	32.2	4
佐野市	県安蘇庁舎	14.0	33.6	7
真岡市	真岡市役所	13.6	35.7	9

ク 微小粒子状物質成分分析

平成25年度から、真岡市役所にて微小粒子状物質の成分分析を実施した。

春～冬季の4回、それぞれ2週間実施したが、各成分の調査結果を下に示す。

各成分別に見ると、イオン成分ではSO₄²⁻、NH₄⁺、NO₃⁻が年間を通じて多く含まれていた。

季節毎では、SO₄²⁻は夏季に、NH₄⁺とNO₃⁻は冬季に、それぞれ高い値を示した。

無機成分は、Feは秋季に高い値を示した。一方、K、Ca、Cu、Baは夏季に高い値を示した。

炭素成分については、夏季及び秋季が高めであった。

調査期間	春	夏	秋	冬
	5/8～5/24	7/23～8/2 8/13～8/17	10/22～11/5	1/21～1/30 2/5～2/10
質量濃度 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	10.5	20.6	17.9	14.9
イオン成分 ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	Cl ⁻	0.08	0.05	0.14
	NO ³⁻	1.1	0.3	3.4
	SO ₄ ²⁻	3.2	6.9	2.4
	Na ⁺	0.13	0.11	0.09
	NH ⁴⁺	1.5	1.9	2.1
	K ⁺	0.08	1.1	0.1
	Mg ²⁺	0.01	0.09	0.01
	Ca ²⁺	0.06	0.03	0.07
無機成分 (ng/m ³)	Na	319	156	68
	Al	47	56	33
	K	51	897	185
	Ca	63	103	18
	Sc	0.3	ND	0.1
	Ti	7.9	8.3	3.6
	V	1.5	3.7	1.2
	Cr	1.0	1.3	1.0
	Mn	2.6	3.4	5.0
	Fe	49	65	100
	Co	0.04	ND	0.07
	Ni	1.8	4.0	4.3
	Cu	1.9	29	1.5
	Zn	19	22	29
	As	0.4	1.7	0.4

調査期間		春	夏	秋	冬
		5/8～5/24 8/13～8/17	7/23～8/2	10/22～11/5	1/21～1/30 2/5～2/10
無機成分 (ng/m ³)	Se	0.8	1.4	1.4	0.7
	Rb	ND	0.4	0.4	0.2
	Mo	1.6	ND	0.8	0.2
	Sb	0.7	0.9	1.5	1.0
	Cs	0.05	0.03	ND	ND
	Ba	0.9	67	1.9	1.5
	La	0.04	0.08	ND	ND
	Ce	0.04	0.07	0.08	ND
	Sm	ND	ND	ND	ND
	Hf	ND	ND	ND	ND
	W	0.08	0.2	ND	ND
	Ta	ND	ND	ND	ND
炭素成分 (μg/m ³)	OC	2.2	4.2	4.6	2.6
	EC	1.1	1.8	2.5	1.6

(注)

- 1 各測定値は期間中の平均値を示している
- 2 平均値を求める際、測定値に検出下限値未満の数値が含まれる場合は、検出下限値の2分の1の値を用いて平均値を算出した
- 3 調査期間内の結果が全て検出下限値未満である場合は「ND」と表記している

第3章 有害大気汚染物質等の常時監視

1 測定方法

(1) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、大気汚染防止法により「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」と定義されており、平成8年5月の大気汚染防止法の改正を受け、平成9年10月からモニタリングを開始した。

平成26年度も引き続き、「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務処理基準（平成13年5月21日制定、平成23年7月1日改定）」及び「有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境省環境管理局大気環境課）」に準拠して測定を実施した。

ア 測定地点

一般環境3地点、固定発生源周辺5地点、沿道1地点の計9地点

（一般環境2地点、固定発生源周辺1地点は、平成9年度からの継続測定地点）

イ 測定項目

有害大気汚染物質に該当する可能性がある248物質の中で、健康リスクが高いと考えられる優先取組物質23物質のうち、測定方法の確立されている21物質

(ア) 挥発性有機化合物

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1, 2-ジクロロエタン、1, 3-ブタジエン、塩化メチル、酸化エチレン、トルエン、ベンゾ[a]ピレン

(イ) アルデヒド類

アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド

(ウ) 重金属類

水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物、ベリリウム及びその化合物

ウ サンプリング期間及び頻度

平成26年4月～平成27年3月の間、月1回、24時間連続採取

(2) ダイオキシン類

ダイオキシン類については、平成9年度からモニタリングを開始し、平成12年1月に施行されたダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気環境調査を行っている。

平成26年度も引き続き、「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室、大気環境課）」に準拠して測定を実施した。

ア 測定地点

一般環境8地点、固定発生源周辺4地点の計12地点

イ 測定対象物質及び結果の表示方法

ダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCB）を測定対象とし、測定結果は2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値で示した。

ウ サンプリング期間及び頻度

平成26年4月～平成27年3月の間、年4回、1週間連続採取

2 測定結果の概要

(1) 環境基準等の達成状況

ア 環境基準設定項目

有害大気汚染物質のうち、環境基準が設定されている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）について、すべての地点で環境基準を達成した。

また、ダイオキシン類については、すべての地点で環境基準を達成した。

各地点での環境基準達成状況を表3-1に、地点区分（一般環境、固定発生源周辺及び沿道）ごとの環境基準達成状況の経年変化を表3-2に示す。

イ 指針値設定項目

有害大気汚染物質のうち、指針値が設定されている9物質（アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1, 2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1, 3-ブタジエン、マンガン及びその化合物）については、すべての地点で指針値を大きく下回った。

ウ その他の項目

有害大気汚染物質のうち、環境基準又は指針値が設定されていない8物質（ベンゾ[a]ピレン、酸化エチレン、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド、ベリリウム及びその化合物、クロム及びその化合物、塩化メチル、トルエン）について、「平成25年度地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果について（環境省水・大気環境局 平成27年3月公表）」と比較したところ、ほぼすべての地点で全国における測定結果と同程度かそれ以下であった。

表3-1 平成26年度における有害大気汚染物質の環境基準達成状況

番号	市町村名(測定地点名)	区分	測定項目				
			ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類
1	宇都宮市(西小学校)	一般環境	○	○	○	○	○
2	宇都宮市(細谷小学校)	一般環境					○
3	宇都宮市(泉が丘小学校)	一般環境					○
4	宇都宮市(雀宮中学校)	一般環境					○
5	宇都宮市(城山西小学校)	一般環境					○
6	大田原市(県北健康福祉センター)	一般環境	○	○	○	○	
7	栃木市(水道庁舎)	一般環境	○	○	○	○	
8	佐野市(県安蘇庁舎)	一般環境					○
9	益子町(益子町役場)	一般環境					○
10	那須塩原市(黒磯保健センター)	一般環境					○
11	宇都宮市(清原東小学校)	固定発生源周辺	○	○		○	○
12	宇都宮市(陽東小学校)	固定発生源周辺					○
13	足利市(足利市河南消防署南分署)	固定発生源周辺	○	○	○	○	
14	下野市(石橋高校)	固定発生源周辺	○	○	○	○	
15	那須塩原市(下井口公民館)	固定発生源周辺				○	
16	小山市(県南健康福祉センター)	固定発生源周辺					○
17	真岡市(真岡消防署真岡西分署)	固定発生源周辺					○
18	宇都宮市(平出)	沿道	○				

(注) 1 測定地点1～5、11、12及び18は宇都宮市が調査を実施した。

2 “○”は環境基準達成、“×”は未達成を示す。なお、空欄は測定を実施していないことを示す。

表3－2 有害大気汚染物質の環境基準達成状況の経年変化

項目	年度 達成状況 区分	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)
		達成地点数	未達成地点数	達成地点数	未達成地点数	達成地点数	未達成地点数	達成地点数	未達成地点数	達成地点数	未達成地点数
ベンゼン	一般環境	100.0 3 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0
	発生源周辺	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0
	沿道	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 2 : 0	100.0 2 : 0	100.0 2 : 0	100.0 2 : 0	100.0 1 : 0
トリクロロエチレン	一般環境	100.0 3 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0
	発生源周辺	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0
	沿道	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	-
テトラクロロエチレン	一般環境	100.0 3 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0
	発生源周辺	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 2 : 0	100.0 2 : 0	100.0 2 : 0
	沿道	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	-
ジクロロメタン	一般環境	100.0 3 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0
	発生源周辺	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 3 : 0	100.0 4 : 0
	沿道	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	100.0 1 : 0	-
ダイオキシン類	一般環境	100.0 11 : 0	100.0 11 : 0	100.0 11 : 0	100.0 11 : 0	100.0 9 : 0	100.0 9 : 0	100.0 8 : 0	100.0 9 : 0	100.0 9 : 0	100.0 8 : 0
	発生源周辺	100.0 5 : 0	100.0 5 : 0	100.0 5 : 0	100.0 5 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0	100.0 4 : 0

(2) 各項目の状況

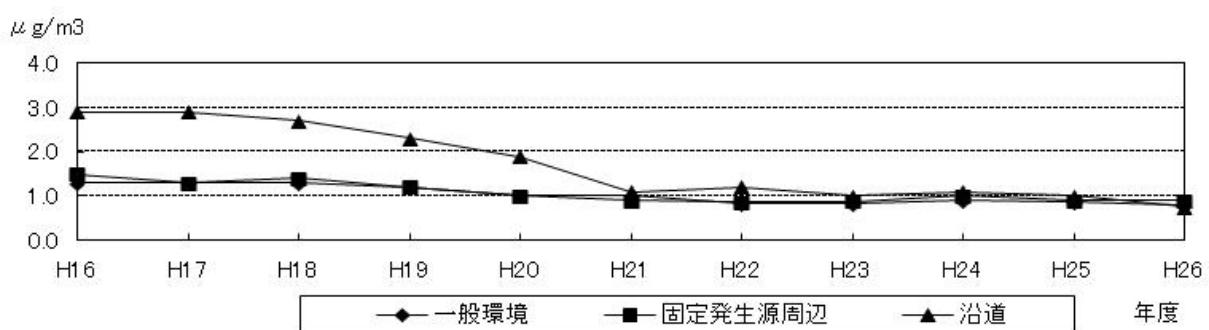
環境基準が設定されている物質の状況は以下のとおりである。

ア ベンゼン

環境基準は、すべての地点で達成している。

その平均値は、一般環境 $0.79 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、固定発生源周辺 $0.90 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、沿道 $0.75 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、長期的にみると減少傾向である。沿道については、平成16年度以降、環境基準を達成しており、自動車燃料対策の効果が現れていると推測される。

ベンゼン濃度の推移 [年平均値]



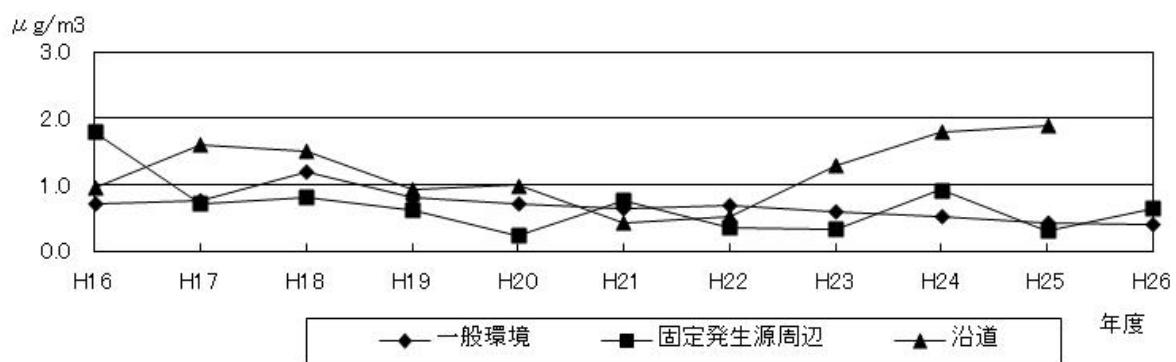
環境基準：1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ ($3 \mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下

イ トリクロロエチレン

環境基準は、すべての地点で達成している。

その平均値は、一般環境 $0.40 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、固定発生源周辺 $0.64 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、一般環境及び固定発生源周辺は長期的には減少傾向、沿道は上昇傾向にある。

トリクロロエチレン濃度の推移 [年平均値]



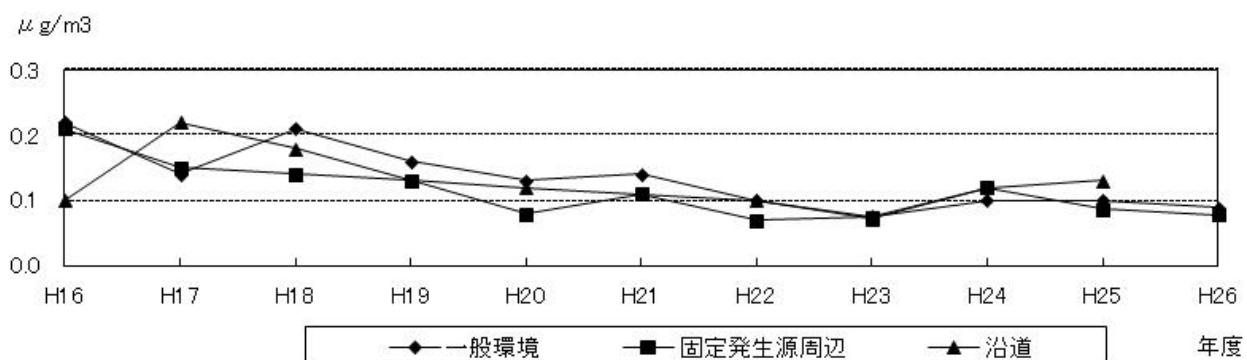
環境基準：1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ ($200 \mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下

ウ テトラクロロエチレン

環境基準は、すべての地点で達成している。

その平均値は、一般環境 $0.09 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、固定発生源周辺 $0.078 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、長期的には減少傾向であるが、沿道は近年緩やかな上昇傾向にある。

テトラクロロエチレン濃度の推移〔年平均値〕



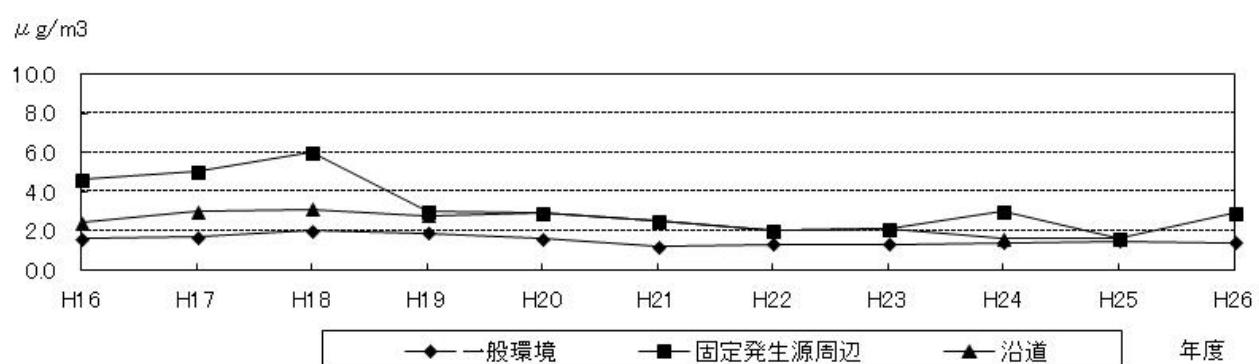
環境基準：1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ ($200 \mu\text{g}/\text{m}^3$)以下

エ ジクロロメタン

環境基準は、すべての地点で達成している。

その平均値は、一般環境 $1.4 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、固定発生源周辺 $2.9 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、長期的には一般環境及び沿道では横ばい、固定発生源周辺では減少傾向で推移している。

ジクロロメタン濃度の推移〔年平均値〕



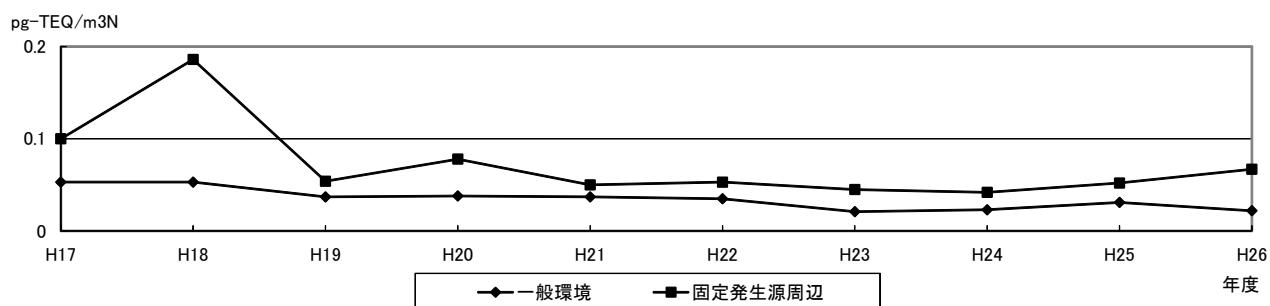
環境基準：1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ ($150 \mu\text{g}/\text{m}^3$)以下

オ ダイオキシン類

環境基準は、すべての地点で達成している。

その平均値は、一般環境0.022pg-TEQ/m³、固定発生源周辺0.067pg-TEQ/m³であり、近年は横ばい傾向にある。

ダイオキシン類濃度の推移〔年平均値〕



環境基準 : 0.6pg-TEQ/m³ (1年平均値)

1 挥発性有機化合物及びアルデヒド類等（年平均値）

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (ベンゾ[a]ピレンは ng/m^3)

測定地点 項目	一般環境			固定発生源周辺				沿道 ⑨ 宇都宮原	環境基準等 (※)
	① 宇都宮	② 大田原	③ 栃木	④ 宇都宮	⑤ 足利	⑥ 下野	⑦ 那須塩原		
アクリロニトリル	0.058	0.020	0.027		0.027	0.027			2
アセタルデヒド	2.0	1.3	1.5	1.6	1.6	1.7		1.9	
塩化ビニルモノマー	0.037	0.027	0.055		0.055	0.035			10
塩化メチル	3.3	1.3	1.8		1.5	1.9			
クロロホルム	0.21	0.15	0.16	0.24	0.15	0.15			18
酸化エチレン	0.068	0.067	0.10	0.12					
1, 2-ジクロロエタン	0.12	0.11	0.11		0.11	0.11			1.6
ジクロロメタン	1.2	1.4	1.5	2.8	1.6	1.3	5.7		150
テトラクロロエチレン	0.14	0.055	0.074		0.083	0.073			200
トリクロロエチレン	0.31	0.18	0.72	0.29	1.4	0.24			200
トルエン	5.5	6.9	4.7	7.6	9.7	9.5		4.6	
1, 3-ブタジエン	0.090	0.062	0.072	0.076	0.074	0.11		0.12	2.5
ベンゼン	0.82	0.74	0.82	0.73	0.86	1.1		0.75	3
ベンゾ[a]ピレン	0.022	0.19	0.21	0.033	0.17	0.27		0.029	
ホルムアルデヒド	3.2	2.7	2.7	2.5	3.0	3.0		2.9	

※ ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びベンゼンは環境基準、アクリロニトリル、

塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1, 2-ジクロロエタン及び1, 3-ブタジエンは指針値である。

環境基準等は、単位を $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に換算して示した。

(注) ①、④及び⑨は宇都宮市が測定した。

2 重金属類（年平均値）

単位： ng/m^3

測定地点 項目	一般環境			固定発生源周辺			指針値
	① 宇都宮	② 大田原	③ 栃木	⑤ 足利	⑥ 下野	⑧ 大田原	
水銀及びその化合物	1.9	2.3	1.8	1.8	1.9		40
ニッケル化合物	1.1	0.72	1.4	1.6	1.8		25
ヒ素及びその化合物	0.53	0.65	0.75	0.76	0.90		6
ペリリウム及びその化合物	0.0096	0.019	0.024	0.024	0.029		
マanganese及びその化合物	11	11	14	17	19	25	140
クロム及びその化合物	1.9	1.5	1.9	2.3	2.6		

(注) ①は宇都宮市が測定した。

<測定地点>

[一般環境]

①宇都宮市 西小学校

②大田原市 県北健康福祉センター

③栃木市 水道庁舎

[固定発生源周辺]

④宇都宮市 清原東小学校

⑤足利市 河南消防署南分署

⑥下野市 石橋高校

⑦那須塩原市 下井口公民館

⑧大田原市 野崎中学校

[沿道]

⑨宇都宮市 平出

※①、②及び④は、平成9年度からの継続測定地点。

3 ダイオキシン類

環境基準 0.6pg-TEQ/m³ [年間平均値]

区分	番号	市町村名	測定地点名	測定結果 (pg-TEQ/m ³)					
				春期	夏期	秋期	冬期	年間平均	
一般環境	①	宇都宮	西小学校	0.019	0.017	0.029	0.017	0.021	
	②		細谷小学校	0.014	0.013	0.046	0.020	0.023	
	③		泉が丘小学校	0.016	0.019	0.019	0.024	0.020	
	④		雀宮中学校	0.026	0.019	0.030	0.031	0.027	
	⑤		城山西小学校	0.014	0.014	0.010	0.023	0.015	
	⑥	那須塩原	黒磯保健センター	0.018	0.010	0.015	0.027	0.018	
	⑦	佐野	県安蘇庁舎	0.026	0.014	0.033	0.032	0.026	
	⑧	益子	益子町役場	0.021	0.014	0.037	0.026	0.025	
				平均	0.019	0.015	0.027	0.025	0.022
固定発生源周辺	⑨	宇都宮	清原東小学校	0.017	0.014	0.015	0.027	0.018	
	⑩	宇都宮	陽東小学校	0.018	0.015	0.018	0.018	0.017	
	⑪	真岡	真岡消防署真岡西分署	0.043	0.025	0.093	0.53	0.173	
	⑫	小山	県南健康福祉センター	0.038	0.043	0.081	0.072	0.059	
				平均	0.029	0.024	0.052	0.162	0.067
全体									
				平均	0.024	0.020	0.040	0.094	0.045

(注) ①～⑤、⑨及び⑩は、宇都宮市が調査

第4章 大気汚染定期監視結果

1 佐野市葛生地区における降下ばいじん量調査結果

佐野市葛生地区は、石灰鉱山等の密集地帯で道路沿道の粉じん量が多い地域であるため、継続して降下ばいじん量を測定している。

(1) 調査方法

ア 調査地点

佐野市葛生地区内 3 地点

イ 調査期間

平成26年4月～平成27年3月

ウ 採取方法

ガラス製ダストジャー（口径12.7cm、高さ27.0cm）に蒸留水250ml及び藻の発生防止剤として0.02N CuSO₄を入れ、1か月間放置することにより採取した。

エ 調査項目

貯水量、pH、不溶解性成分量、溶解性成分量、総降下量

(2) 調査結果

平成26年度の調査結果は表4-1のとおりであり、経年変化は図4-1のとおりである。年平均値は3.5～9.1t/km²/月（25年度：3.8～10.5t/km²/月）であり、長期的には減少傾向にある。

表4-1 佐野市葛生地区における降下ばいじん量調査結果

No.	調査地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	最高値	最低値
		10.4	10.9	5.0	7.5	9.7	8.6	8.1	9.3	11.2	7.2	10.8	10.7			
1	あくと町3084 (あくとプラザ)	10.4	10.9	5.0	7.5	9.7	8.6	8.1	9.3	11.2	7.2	10.8	10.7	9.1	11.2	5.0
2	豊代150	6.3	7.7	3.9	4.6	5.1	4.0	4.3	5.4	5.7	4.5	8.0	8.2	5.7	8.2	3.9
3	葛生東2-8-3 (青藍泰斗高校)	4.6	5.6	1.4	2.2	3.4	3.0	2.5	3.6	4.3	3.0	3.3	5.0	3.5	5.6	1.4
	平均	7.1	8.1	3.4	4.8	6.1	5.2	5.0	6.1	7.1	4.9	7.4	8.0	6.1	8.3	3.4

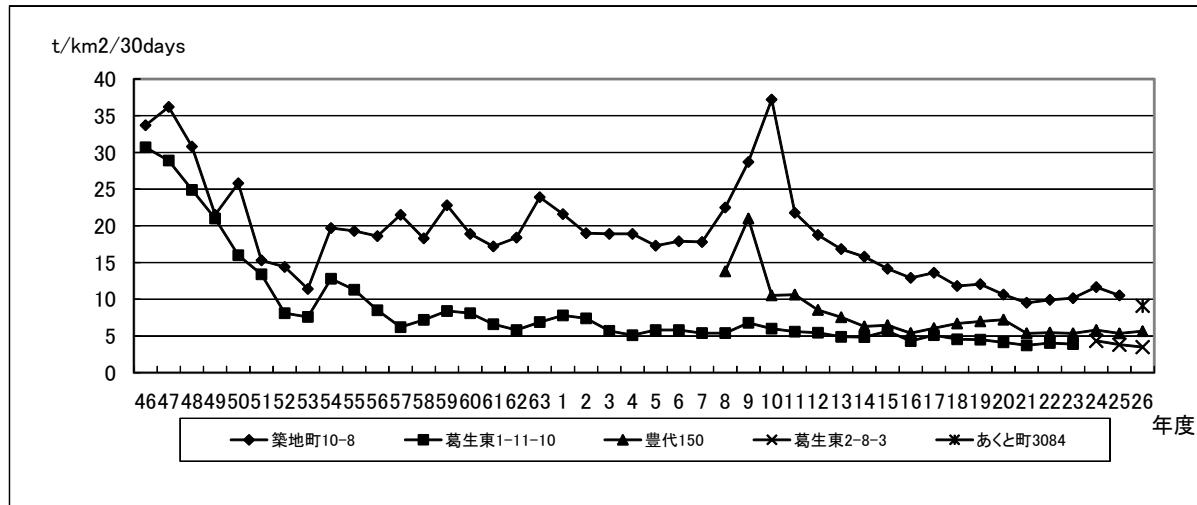


図4-1 佐野市葛生地区における降下ばいじん量の推移 [年平均値]

2 酸性降下物量調査結果

酸性雨は、工場等のばい煙や自動車排出ガスに含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中に放出され、これらが強酸性の硫酸イオンや硝酸イオンに変化し、雨水中に取り込まれて生ずると考えられており、一般に pH 5.6以下の雨が酸性雨といわれている。

県では、県内の酸性降下物の実態を継続してモニタリングし、今後の対策に必要な資料を得ることを目的として調査を実施している。

(1) 調査方法

ア 調査地点

保健環境センター（宇都宮市）

イ 調査期間

平成26年4月～平成27年3月（1年間）

ウ 採取方法

「酸性雨等調査マニュアル（平成2年3月 環境庁）」に示されたろ過式採取装置を用いて、およそ1ヶ月単位で大気降下物の採取を行った。

エ 分析項目及び分析方法

分析項目	分析方法
E C (電気伝導率)	導電率計による方法
p H	ガラス電極法
NH ₄ ⁺ 、Ca ²⁺ 、Mg ²⁺ 、Na ⁺ 、K ⁺	イオンクロマト法
SO ₄ ²⁻ 、NO ₃ ⁻ 、Cl ⁻	同上

(2) 調査結果

調査結果は表4-2のとおりであり、また、p Hの年平均値（降水量で重み付けした加重平均値）は、4.91であり、平成25年度の値4.76とほぼ同程度であった。

表4-2 酸性降下物量調査結果

月	採取期間		降水量 mm	降下量 (mmol/m ²)								p H	E C (μS/cm)	
	開始月日	終了月日		SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	NH ₄ ⁺	Na ⁺	K ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	H ⁺		
4	14/04/07	14/05/07	50.2	3.26	4.22	2.62	6.42	2.19	0.35	1.80	0.57	0.42	5.08	40.80
5	14/05/07	14/06/02	43.8	1.46	1.77	1.02	2.92	0.84	0.19	1.38	0.31	0.07	5.78	22.60
6	14/06/02	14/06/30	220.1	5.81	8.52	2.80	12.98	2.27	0.28	2.12	0.58	3.93	4.75	20.70
7	14/06/30	14/07/28	167.8	3.44	5.73	1.36	7.14	1.05	0.17	1.48	0.40	2.92	4.76	18.73
8	14/07/28	14/08/25	126.3	2.75	3.56	2.26	5.59	1.87	0.22	1.22	0.41	2.33	4.74	20.40
9	14/08/25	14/10/06	135.8	3.81	5.51	3.01	8.79	2.78	0.39	1.24	0.04	2.10	4.81	21.70
10	14/10/06	14/11/04	45.4	0.59	1.05	1.51	1.41	1.24	0.08	0.31	0.19	0.15	5.48	13.72
11	14/11/04	14/12/01	58.5	1.19	1.81	2.17	3.08	1.62	0.08	0.70	0.29	0.23	5.40	17.18
12	14/12/01	14/12/26	25.2	0.48	0.72	0.52	1.31	0.34	0.08	0.44	0.09	0.08	5.50	22.10
1	14/12/26	15/01/26	16.7	0.55	0.69	0.63	1.35	0.35	0.06	0.41	0.10	0.05	5.49	14.92
2	15/01/26	15/02/23	54.6	1.07	1.77	1.11	3.07	0.63	0.16	1.03	0.21	0.09	5.77	15.46
3	15/02/23	15/04/06	65.5	1.88	2.70	2.77	3.80	1.89	0.53	1.75	0.56	0.14	5.67	21.00
年 計			1010.0	26.30	38.04	21.78	57.87	17.04	2.58	13.89	3.75	12.51	-	-
平均			84.2	2.19	3.17	1.81	4.82	1.42	0.21	1.16	0.31	1.04	5.27	20.78
加重平均				3.22	4.73	2.16	7.05	1.74	0.25	1.42	0.37	1.98	4.91	20.71
最大			220.1	5.81	8.52	3.01	12.98	2.76	0.53	2.12	0.58	3.93	5.78	40.80
最小			16.7	0.48	0.69	0.52	1.31	0.34	0.06	0.31	0.04	0.05	4.74	13.72

3 湿性沈着量調査結果

平成19年度から、県内3地点において自動雨水採水器を用いた湿性沈着量調査を実施している。

(1) 調査方法

ア 調査地点

日光市 日光市丸山浄水場
宇都宮市 保健環境センター
小山市 県南健康福祉センター

イ 調査期間

平成26年4月～平成27年3月

ウ 採取方法

「湿性沈着モニタリング手引書（第2版） 環境省」に従い、自動雨水採水器（㈱小笠原計器製作所製US-330H）を用いて、1～2週間単位で試料の採取を行った。

エ 調査項目

分析項目	分析方法
E C (電気伝導率)	導電率計による方法
p H	ガラス電極法
NH ₄ ⁺ 、Ca ²⁺ 、Mg ²⁺ 、Na ⁺ 、K ⁺	イオンクロマト法
SO ₄ ²⁻ 、NO ₃ ⁻ 、Cl ⁻	同上

(2) 調査結果

調査結果は表4-3のとおりであった。また、p Hの年平均値（降水量で重み付けした加重平均値）は、日光市、宇都宮市、小山市で、5.02、4.98、5.09となった。

4 アスベスト環境調査結果

環境中のアスベスト濃度の把握を目的として、一般環境及び道路沿道のアスベスト濃度状況について調査を実施した。

(1) 調査方法

環境省のアスベストモニタリングマニュアル（第4版）に基づき調査を実施した。

ア 調査地点

県内4地域8地点

一般環境	県北地域	大田原市	県北健康福祉センター 県那須庁舎別館
	県央地域	宇都宮市	保健環境センター
	県南地域	小山市	保健環境センターテニスコート 県南健康福祉センター 小山市役所小山東出張所
道路沿道	国道4号	小山市	中央町交差点 小山市役所

イ 調査期間及び頻度

平成26年12月8日、9日、10日の3日間、各日昼間4時間捕集

ウ 分析方法（位相差顕微鏡法（PCM法））

位相差顕微鏡を用いて、長さ $5\text{ }\mu\text{m}$ 以上、幅 $3\text{ }\mu\text{m}$ 未満で、かつ長さと幅の比が3:1以上の纖維状物質を計数し、総纖維数濃度とした。

位相差顕微鏡で見えた纖維が、生物顕微鏡に変えたときに見えなくなるか又は見えにくくなつた纖維をアスベスト（クリソタイル）とし、アスベスト纖維数濃度とした。

計数方法は、同一試料について複数回計数を実施し、その平均値とメンプランフィルターのプランク値を引いた差を計数値とした。

(2) 調査結果

調査結果を表4-5に示した。すべての調査地点において、アスベスト纖維数濃度は1本/ ℓ 未満であり、大気汚染防止法で規定する特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界基準10本/ ℓ に比べ、相当程度低い値であった。

また、道路沿道については、3日間のうち1日だけ総纖維数濃度が1f/L以上であったため、低温灰化の後、分析走査電子顕微鏡法（A-SEM法）により調査したが、アスベスト纖維は発見されず、さらに総纖維数濃度自体が検出下限値以下であった。このため、PCM法で見られた纖維のほとんどは有機纖維であり、低温灰化処理によって取り除かれたと考えられる。

表4－5 アスベスト環境調査結果（平成26年度）

調査地点	一般環境（県北地域）						一般環境（県央地域）					
	県北健康福祉センター			県那須庁舎別館			保健環境センター			保健環境センター テニスコート		
調査日	12/8	12/9	12/10	12/8	12/9	12/10	12/8	12/9	12/10	12/8	12/9	12/10
総繊維数濃度(f/L)	0.056	0.383	0.241	0.156	0.156	0.170	0.128	0.0709	0.0560	0.213	0.0560	0.355
総繊維数加重平均濃度(f/ℓ)	0.17			0.16			0.080			0.16		

調査地点	一般環境（県南地域）						道路沿道					
	県南健康福祉センター			小山市役所小山東出張所			小山市中央町交差点			小山市役所		
調査日	12/8	12/9	12/10	12/8	12/9	12/10	12/8	12/9	12/10	12/8	12/9	12/10
総繊維数濃度(f/L)	0.128	0.071	0.269	0.142	0.184	0.269	0.156	0.496	1.23	1.02	0.269	0.156
総繊維数加重平均濃度(f/ℓ)	0.13			0.19			0.45※			0.34※		

単位：f（繊維数・アスペスト数）、f/ℓ（総繊維濃度）

検出下限値：0.056 f/ℓ

N.D.：検出下限値未満。ただし、加重平均濃度はN.D.を「0」として算出した。

※：PCM法実施後、A-SEM法により調査した。

5 空間放射線量率

国からの委託事業として県内の空間放射線量を測定するとともに、大気環境情報システムによりデータを収集・処理している。

(1) 測定期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日

(2) 測定場所

県内9箇所（宇都宮市2箇所、佐野市、日光市、小山市、真岡市、那須塩原市、那須町、那珂川町）

(3) 測定結果

測定結果を表5-1に示す。

表5-1 空間放射線量率

番号	市町名	測定地点名	測定結果 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)			測定高さ (m)
			最大値	最小値	平均	
①	宇都宮	県保健環境センター	0.063	0.040	0.043	20
②		子ども総合科学館	0.088	0.058	0.062	1
③	佐野	県安蘇庁舎	0.066	0.034	0.038	
④	日光	県西環境森林事務所	0.173	0.083	0.101	
⑤	小山	県小山庁舎	0.095	0.049	0.054	
⑥	真岡	県東環境森林事務所	0.105	0.048	0.052	
⑦	那須塩原	那須塩原市役所	0.157	0.103	0.125	
⑧	那須	那須町役場	0.142	0.083	0.103	
⑨	那珂川	山村開発センター	0.091	0.053	0.061	

(注) 1 モニタリングポストによる測定値は、 $1\ \mu\text{Gy}/\text{h}$ (マイクログレイ毎時) = $1\ \mu\text{Sv}/\text{h}$ (マイクロシーベルト毎時) に換算

2 原子力規制庁のホームページでは、10分値が公表されているが、本報告では、1時間値をもとに統計処理を行っているため、これらの統計データとは僅かな差が生じることがある。

3 那珂川町の測定地点は、平成26年12月に山村開発センターから馬頭図書館に変更

栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書（平成26年度）

平成28年1月発行

編集・発行：栃木県環境森林部環境保全課（大気環境担当）

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138

E-mail:kankyo@pref.tochigi.lg.jp
